ダム等に関する情報提供のあり方検討会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は「ダム等に関する情報提供のあり方検討会」(以下、検討会という。)と称する。

(目的)

第2条 令和5年6月及び7月の記録的な豪雨時におけるダム操作や住民避難の状況を踏ま え、こうした大雨に備えた関係機関への通知や住民への周知のあり方について検討を 行い、緊急時の適切な住民避難を実現しようとするもの。

(所掌事務)

- 第3条 検討会は前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項について検討する。
 - (1) 平常時からの情報提供に関し、大雨に備え、ダムや河川について住民と認識を共有するために必要な防災情報や防災訓練等について
 - (2) 緊急時の市町村等への情報提供に関し、市町村長が避難情報の発令を判断するために必要となる情報や伝達のタイミング等について
 - (3) 緊急時の住民への情報提供に関し、報道機関への情報提供や住民への情報伝達手段等の充実について

(組織)

第4条 検討会は、委員6人以内で組織する。

(検討会)

- 第5条 検討会は、別表に掲げる者(以下「委員」という。)によって構成する。
 - 2 委員の任期は1年とする。
 - 3 委員は、再任されることができる。
 - 4 検討会には座長を置くこととし、座長は委員の互選により定める。
 - 5 座長は、検討会の議事を進行する。
 - 6 検討会は、第2条の目的を遂行するために必要と認めた場合、別表以外の者の出席を求めることができる。
 - 7 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

- 第6条 検討会の庶務を行うため、事務局を置く。
 - 2 事務局は、富山県土木部河川課が行う。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項 については、事務局がその都度検討会に諮り、定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年11月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年6月20日限り、その効力を失う。

ダム等に関する情報提供のあり方検討会 委員名簿

委員

北 辰巳	射水市 財務管理部長	地方自治
呉 修一	富山県立大学 工学部 准教授	防災水工学
佐伯 邦夫	NPO法人 富山県防災士会 顧問	防災
杉田 尚美	立山町 副町長	地方自治
竹橋 春江	富山地方気象台 水害対策気象官	気象
手計 太一	中央大学 理工学部 教授	河川工学

(敬称略 50 音順)

オブザーバー

北陸地方整備局	河川部	国・河川
---------	-----	------

(事務局)

富山県土木部 河川課